JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください		
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口に手帳を提示してください		
問 合 せ	JR東日本テレフォンセンター 電話 050-2016-1600		

対 象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます 但し回数乗車券はJR線区間単独 の発売となります
第 1 種障がい者とその介護 者又は 12 歳未満の障がい者 とその介護者	定期乗車券(小児定 期乗車券を除きま す。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます 小児定期旅客運賃については割引 を適用しません
第 1 種, 第 2 種障がい者が単 独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが 100 キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

[※]JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

[※]障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。